

かいてき 便り

平成 20 年 2 月 1 日発行

第43号

最近の動向

「介護保険サービス事業者の指定取消処分について」
「社会保障審議会介護保険部会が開催されました」

お知らせ

「居宅介護支援事業所の管理者の方へ」
「通所介護・通所リハビリテーション事業所の事業所規模の変更について」
「特定事業所集中減算の届出について」
「指定更新申請書を発送しました」

介護保険サービス事業者の指定取消処分について

最近の動向

東京都福祉保健局は平成19年12月26日付で「株式会社ふくおか」が運営する訪問介護及び介護予防訪問介護の指定事業所「ふくおか」に対し、平成20年1月18日の満了をもって指定を取り消すことを決定しました。主な処分理由は、以下のとおりです。

(1)不正請求

平成19年4月以降、実際には介護サービスの提供を行っていないにもかかわらず、介護報酬を請求・受領し、また、介護保険対象外のサービスについても介護報酬を請求・受領していた。

(2)運営基準違反

管理者が従業者及び業務の管理を行っておらず、また、サービス提供責任者が訪問介護員の業務の実施状況を把握していなかった。

詳細は、東京都福祉保健局ホームページに掲載されています。

(http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/jigyo/haishi/index.html)

【問い合わせ先】 指導監査部指導第一課 TEL 03 - 5320 - 4290

社会保障審議会介護保険部会が開催されました

最近の動向

さる1月17日、社会保障審議会第23回介護保険部会が開催されました。今回の介護保険部会は、昨年12月20日に3年ぶりに開催された第22回介護保険部会に続くものです。

2回の介護保険部会では、昨年12月3日に「介護事業運営の適正化に関する有識者会議」から提出された報告書の内容を踏まえ、連座制の運用の一部弾力化を検討すべき。事業者が不正に受領した介護報酬を保険者が確実に徴収できる仕組みを検討すべき。強制執行、財産の差押えができるように、介護保険法を改正して欲しい、等の意見が出されました。

次回介護保険部会(2月6日開催予定)での議論を踏まえ、必要な法改正については今通常国会への提出が予定されています。

【問い合わせ先】 介護保険課介護保険係 TEL 03 - 5320 - 4595

居宅介護支援事業所の管理者の方へ

お知らせ

平成18年4月より介護支援専門員証の更新制度が導入され、介護支援専門員として業務に従事するためには、更新に必要な研修を受講し、5年ごとに介護支援専門員証を更新することが必要になりました。更新しない場合、現在お持ちの介護支援専門員証は有効期間満了日後は失効し、介護支援専門員として業務に従事することができなくなります。管理者ご自身及び事業所内の介護支援専門員の方の有効期間満了日を確認し、必ず更新手続きを行なうようお願いいたします。(平成18年3月までに介護支援専門員名簿に登録された方の有効期間満了日につきましては、平成18年4月に名簿登録住所あてにお送りした文書でお知らせしています。)

更新手続きに関するご案内は、有効期間満了日の属する月の3ヶ月前の初旬に、(財)東京都高齢者研究・福祉振興財団(03-5206-8735)より名簿登録住所あてにお送りします。

手続きの詳細はホームページでご確認ください。

(<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/shikaku/koushinkaisi/index.html>)

【問い合わせ先】 介護保険課介護保険係 TEL 03 - 5320 - 4279

通所介護・通所リハビリテーション事業所の事業所規模の変更について

指定通所介護・通所リハビリテーション事業所の事業所規模による区分については、前年度の実績に基づき決定されます。(平成12年老企第36号 第二7(4)参照)

お知らせ

平成20年度の事業所規模区分を変更する場合は、**平成20年3月15日までに介護給付費算定に係る体制等に関する届出を行い、手続を完了する必要があります。**つきましては、下記ホームページにより詳細をご確認ください。

なお、指定通所リハビリテーション事業所においては、大規模事業所に該当するか否かについて、指定通所介護事業所と同様の取扱いとなります。

東京都介護サービス情報 > 事業者指定申請・届出 > 加算届出様式

(http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/shinsei/kasan/index.html)

【問い合わせ先】介護保険課介護事業者係 TEL 03-5320-4274

特定事業所集中減算の届出について

お知らせ

すべての居宅介護支援事業者は、平成19年9月1日から平成20年2月末日までに居宅介護計画に位置付けた訪問介護、通所介護及び福祉用具貸与の紹介率が最高である法人の名称等について記載した特定事業所集中減算チェックシートを作成し、2年間保存する必要があります。

いずれかのサービスについて、紹介率最高法人を位置付けた計画数の占める割合が90%を超えた場合はチェックシートを東京都に郵送してください(平成20年3月17日必着)。3つのサービスがいずれも90%以下の場合には提出する必要はありません。

なお、「正当な理由」の判断基準における「判定期間中に新規指定を受けた居宅介護支援事業所」とは、平成19年10月1日以降に新規指定を受けた事業所のことを指しますので、ご留意ください。

< 郵送先 > 163-8001 新宿区西新宿2-8-1

東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課介護事業者係あて

平成12年老企第36号では都道府県知事への書類の提出は後期分については3月15日までとされていますが、平成20年3月15日が土曜日のため、東京都においては、17日必着とします。

チェックシートの様式、基準の詳細及び「正当な理由」の判断基準(18福保高介第537号)

東京都介護サービス情報 > 厚生労働省告示・報酬算定基準・通知等 > 特定事業所集中減算

(http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/index.html)

【問い合わせ先】介護保険課介護事業者係 TEL 03-5320-4593

指定更新申請書を発送しました

お知らせ

平成12年8月1日、平成13年8月1日、平成14年8月1日に指定を受けた事業所・施設(介護保険課所管)については、指定更新申請書を1月下旬に発送しました。提出期限は、平成20年2月29日です。指定更新申請書に印刷されている内容は、平成20年1月25日時点の審査完了データですので、申請書発行以降に印刷されている内容に変更等があった場合でも、変更届が提出されていれば問題ありません。更新申請書はお早めに提出ください。なお、指定更新申請書が届かない等、指定更新手続についてのお問い合わせは、下記ファックスまたはメールにてお願いします。

問い合わせ様式は、東京都介護サービス情報 > 事業者指定更新よりダウンロードできます。

(http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/koshin/index.html)

問い合わせ専用ファックス 03-5388-1425

問い合わせ専用メールアドレス ml-19kaigo-koushin@section.metro.tokyo.jp

医療みなしの事業所(131、133、134で始まる事業所番号の事業所)については、指定更新手続は必要ありません。